◎新潟県告示第1478号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額（平成23年４月新潟県告示第471号）の一部を次のように改正し、平成26年１月４日から実施する。

平成25年12月27日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額は、次の各号の定めるところによる。 (1) 雑音端子電圧、伝導妨害波又は雑音電力の測定（電波暗室（登録）を使用する場合）　8,120円 (2) 放射電界強度の測定（電波暗室（登録）を使用する場合）　8,120円 (3) 超微小硬さ試験　2,390円 (4) イミュニティ試験又は耐ノイズ試験（電波暗室（登録）を使用する場合）　8,120円	新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額は、8,120円とする。